

欠格要件に該当していない者  
である旨の誓約書

東京都知事 殿

令和 年 月 日

別紙に記載の申請・届出者並びに申請・届出者の役員、政令第5条に定める使用人（注1）、法定代理人、相談役、顧問及び株主又は出資者が「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で定める欠格要件に該当していない者であることを誓約します。

申請・届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名  
(法人にあっては名称及び代表者名) \_\_\_\_\_

【欠格要件】（法第62条第1項第2号）

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

（注1）使用人（政令第5条）

申請・届出者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 繙続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(誓約書の別紙)

申請・届出者（個人の場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所

法定代理人（申請・届出者が法第61条第1項第4号又は法第68条第1項第5号に規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所

申請・届出者（法人の場合）

(ふりがな) 名称	本店の所在地

法第61条第1項第3号に規定する役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、使用人、相談役、顧問等を含む）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本住	籍所

発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行株式の総数	株	出資の額	万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資金額	本籍
		割合	住所

※ 書ききれない場合は、行を追加するか別紙に記載してください。